



# インハウスレポート

【当会会員】

池邊 瑞和 Ikebe Migiwa (70期)



インハウスローヤー(組織内弁護士)とは、企業や団体に所属する弁護士、省庁や自治体に職員として勤務する弁護士の総称です。本企画は、当会所属のインハウスローヤーに経験談を紹介していただく連載企画です。

## ：1. 故郷で骨を埋めるつもりが…

はじめまして、70期の池邊と申します。

2024年5月に熊本県弁護士会から二弁に登録換えいたしました。熊弁の前、新規登録時は東弁においてまして、故郷に骨を埋めるつもりで帰郷したのですがうっかり全国転勤のある人と結婚してしまい、東京に舞い戻ってまいりました。

私生活との両立も踏まえ、折角なら熊本ではできない職務経験を積みたいと思い、主として医療コンサル会社のインハウスをしています。

## ：2. 兼務インハウス

インハウスも事務所弁護士も種々様々かと思いますが、現在の私の働き方の最大の特徴は、インハウスと事務所弁護士を実質的に兼務しているという点にあろうかと思います。

転居を伴う転職でしたので、熊本時代の事務所は退職し、前記会社の採用選考を受けました。面談の中で、ゆくゆくは事務所弁護士に戻りたい、インハウス期間中に裁判感覚が鈍るのが懸念とお話ししたこと等もあり、当時前記会社の法務管掌取締役であった藤本一郎弁護士が代表社員を務める創知法律事務所と兼務となりました。弁護士登録上の所属法律事務所は創知法律事務所としていますが、実働のほとんどは前記会社のインハウス業務です。

自身は子育て中なこともあります、結局あまり兼務の利は活かせていないのですが(笑)、インハウスの同僚は、入職以前からの個人顧問や国選の案件に継続して取り組んでいます。

他社の求人を見ていると個人事件可の企業も多いようですが、個人事件について所属企業の住所・名称を書面に記載したり電話・FAXを利用した

りというのは、企業の理解の観点からも守秘義務の観点からも検討しなければならない事項が多くありますので、そういう意味でも事務所兼務インハウスというのはかなり勝手が良いのではないでしょうか。個人事件用に固定電話やFAXを契約というのも、費用対効果で悩ましい場合もあるでしょうし。事務所のアドレスがあること、依頼者との打ち合わせに事務所会議室を使えること等も、企業のみの所属にはない利点かと思います。

前記会社はコンサル先が全国にあって担当者が飛び回っていることもあります、我々バックオフィス人員も含めて、テレワーク、フルフレックス制がとられています。毎月、その月の平日日数×8時間分働くべき所定労働時間を満たすものとされるため、日中期日があるような場合も、勤怠システムで休憩をつけ、その他の時間で業務にあたることができます。半休や全休をとらなくてよいので、会社の業務も滞留しにくく個人事件は動きやすく、これも利点といえるでしょう。

前述の同僚は、先日は、責任能力と捜査段階の自白調書の任意性を争うというヘヴィーな国選を持って、大部の開示証拠、接見、医師との面談、調書不同意証人の尋問…と精力的に活動していましたが、テレワーク、フルフレックス制を活用して、欠勤控除もなく勤務しています(土日の稼働や家庭との両立については怖くて聞けていませんけれども…)

国の副業推進方針とインハウス需要の拡大もあり、多くのインハウス求人は副業可の傾向のように見受けられます。会社の理解と条件の合う軒を貸してくれる事務所が得られれば、個人事件もやりたい先生は、事務所兼務弁護士、おすすめです。

そういえば…ついでに書いておきますと、今

からインハウスをご検討になる先生は、個人事件可否のほか、最低限、会費負担者、会務や研修が労働時間扱いか否か（義務時間に満たなかった場合の追加会費の負担者も）を確認しておくようにしてください。私の場合は、免除期間満了後は、会費は創知法律事務所が支払ってくれることとなっています。

### ：3. 子育てとインハウス

インハウス転向前は、産休育休期間を除き、6年と少し、事務所弁護士をやっていました。元々医療分野に注力しており、顧問弁護士として医療機関に関わることの限界というか、もう少し現場に近いところで紛争を生じさせないための運営、体制作りに携わりたいと感じるようになり、縁あって東京に戻るのであれば医療関連のインハウスをやってみたいなど転向を決めました。我が家は双方の実家も遠く、子育てに祖父母の協力を得ることもできないので、乳児を抱えて事務所弁護士としての稼働は無理という思いもありました。

テレワーク、フルフレックス制は、仕事と育児の両立上大変助かっています。通勤に時間や体力を使わなくて済む分、日中自宅で案件を捌いていくので、夜間の残業が不要になります。子の熱発や通院の際も、出社必須、勤務時間固定だったら毎回半休・全休取らなきゃいけないのかフルタイム勤務も無理だし私が時短勤務になるとうちの法務部人足りなくて仕事回らなくなるな！などとしみじみ感じます。

現職では、事務所弁護士のようにまとまった時間を確保して腰を入れて書面を書く、重い事案を取り組むということはほとんどありません。契約書チェック、処理方針相談、稟議承認等、軽い事案をとにかく物量捌いていく必要があります。案件が軽い分、子が保育園登園できない日でも一人で遊んでいる時間や寝ている時間等で細々と業務を進めていけますが、これも準備書面起案だとなかなか難しいかなと思います。

多くの事務所弁護士は所定労働時間もなく、より働き方の自由度が高いかと思いますが、如何せん、期日や打ち合わせ等、当日キャンセルが難しい、他の弁護士に代わってもらおうにも限界があるといったどうしようもない場面が出てきます。

低年齢児の病児保育は枠も少なく使いにくいですね…。その点、現職ではやりとりする相手は主として社内の役員や事業部で、対外の予定がほぼありません。医療関連事業会社で子育てや急な子の体調不良に理解があり、リスケが容易ですし、長期間の重い案件がないので、スケジュール維持の場合でも法務担当者変更で対応できます。子の看護をしながら滞留している案件を思うストレスは皆無です。

鉄人先生であれば、事務所弁護士と子育てをバリバリ両立できるでしょうが、私のような平凡なタイプは、インハウスでなければ子供にしっかり向き合う余裕を持てなかったように思います。

### ：4. インハウスか事務所弁護士か…

ここまで、インハウスの働きやすさについて語つきましたが、インハウス、一生続けたいかというと、うーん、どうでしょうね…？

企業規模、法務の案件数、法務人員数、経営陣や現場の方針・意向等によりますが、顧問弁護士の頃よりも、現場に近い場所で動いている案件に深く関わる仕事ができていると思います。また、街弁の頃よりもずっと医療案件の比率が高く、興味のある分野の仕事を多く扱えるというのは楽しいですし研鑽にもなっています。

何より、我が家環境では、インハウスでなければ子育て中のキャリア断絶をある程度覚悟しなければならなかったでしょうから、インハウスという道を開拓し、意義を示してこられた先輩方に深く感謝しています。

ただ、これも企業によって千差万別かと思いますが、ほとんどの案件は軽くて仕事が面白くないし事件解決時のような達成感もないしこんな規模の会社でそんな争う必要がある!?と言いたくなるような社内政治や人間関係に巻き込まれるしで、私はなんさまかんさま早く街弁に戻りたい派です。インハウスがいいか事務所弁護士がいいか、こればかりは各人のライフステージと好み次第でしょうか…。

と最後にちゃぶ台をひっくり返したところで、子の夜のご飯を炊いていないことに気が付きました。在宅勤務日でなければデッドエンドでした…やはりしばらくは、インハウス万歳！ということで！ N.F